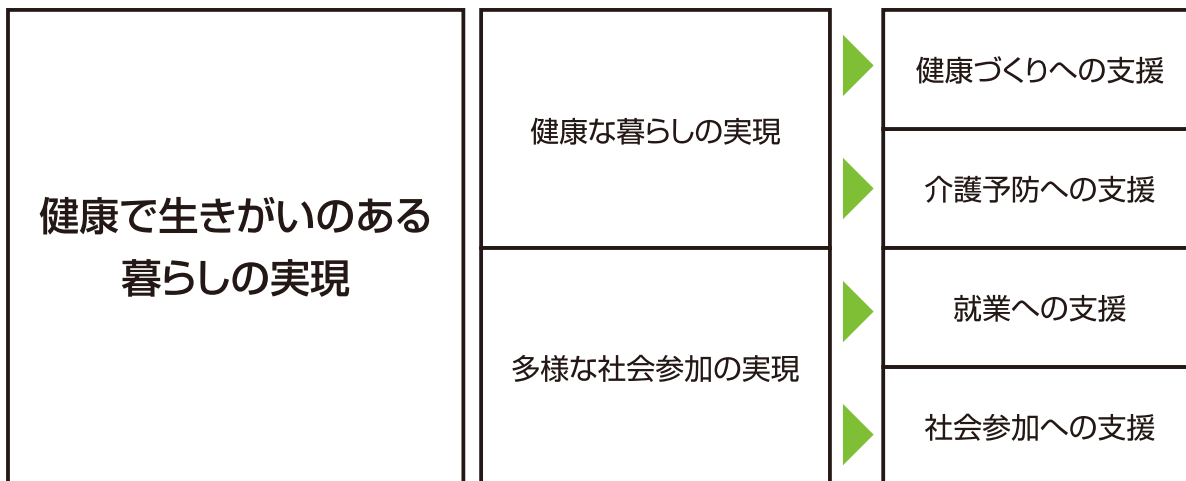


第2部

基本理念の
実現に向けた
施策の展開

健康で生きがいのある暮らしの実現



高齢者を取り巻く課題への対応という視点から

本章で主に対応する第1部にあげた「高齢者を取り巻く課題」は、以下のとおりです。

【課題1：健康の保持増進と介護予防】：18ページ参照

- ◇ 日常の健康づくりに関心を持つ高齢者に対しては、“地域ぐるみの健康づくりの推進”等に取り組みます。
- ◇ 要支援・要介護状態にならないよう、介護予防に関心を持つ高齢者や特定高齢者に対しては、地域包括支援センター等を拠点とする“介護予防マネジメントの実施”等に取り組みます。

【課題2：多様な社会参加の促進】：20ページ参照

- ◇ これまでに培ってきた経験と技術・知識を活かし、就業等を希望する高齢者に対しては、“シルバー人材センターとの連携強化”や公共職業安定所と連携した“就職情報の提供”等に取り組みます。
- ◇ 地域活動等への社会参加や生きがいづくりに関心を持つ高齢者に対しては、“生涯学習の充実・推進”等に取り組みます。

【課題4：介護を必要とする高齢者への支援】：24ページ参照

- ◇ 認知症について学び、認知症予防に関心のある高齢者に対しては、“認知症予防の情報提供”等に取り組みます。
- ◇ 閉じこもりや地域からの孤立を招きやすいひとり暮らし高齢者に対しては、“高齢者いきいきミニデイ事業の実施”等に取り組みます。

1 健康な暮らしの実現

1-1 健康づくりへの支援

高齢者の健康な暮らしを実現するため、「健康づくり推進プラン」に基づき、一人ひとりの自主的な健康管理・健康づくりを基本に、乳幼児期から一生を通じて地域ぐるみで健康づくりの活動ができるような環境・しくみの構築に取り組んでいきます。

(1) 健康管理・健康づくりのための健康診査等の実施

高齢者の日頃からの健康づくりや介護予防の推進を図るため、高齢期における「生活機能評価」について、特定健康診査または一般健康診査と併せて実施していきます。また、死因の第1位であるがんの早期発見を目的としたがん検診や歯科健康診査等を実施します。

(2) かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の周知

高齢者が身近な地域で健康診査や生活機能評価、治療が受けられる体制を構築するため、高齢者それぞれの身体特性や生活習慣などをよく理解した、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の重要性を周知します。

(3) 高齢者インフルエンザ予防接種の実施

高齢者のインフルエンザの発病、重症化の防止を目的に、「予防接種法」に基づき個別に医療機関でインフルエンザ予防接種を実施します。また、指定医療機関で実施する場合の接種費用の一部を助成します。

(4) 健康手帳の効果的な活用

健康診査の結果や健康状態を記入する健康手帳は、健康を自己管理するための必要な基礎情報です。健康手帳を高齢者自身が効果的に活用することができるよう意識啓発を行います。

「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されたことに伴い、健康手帳は「健康増進法」に基づき活用します。

(5) 地域ぐるみの健康づくりの推進

地域が一体となって健康づくりに取り組めるように、地域住民が身近な場所で自主的に行う健康づくりなど、継続的に活動ができるよう支援します。また、運動習慣を身につけるため、取り組みやすい健康体操「西東京しゃきしゃき体操」の出前講座を実施するなど市民の健康づくりを推進します。

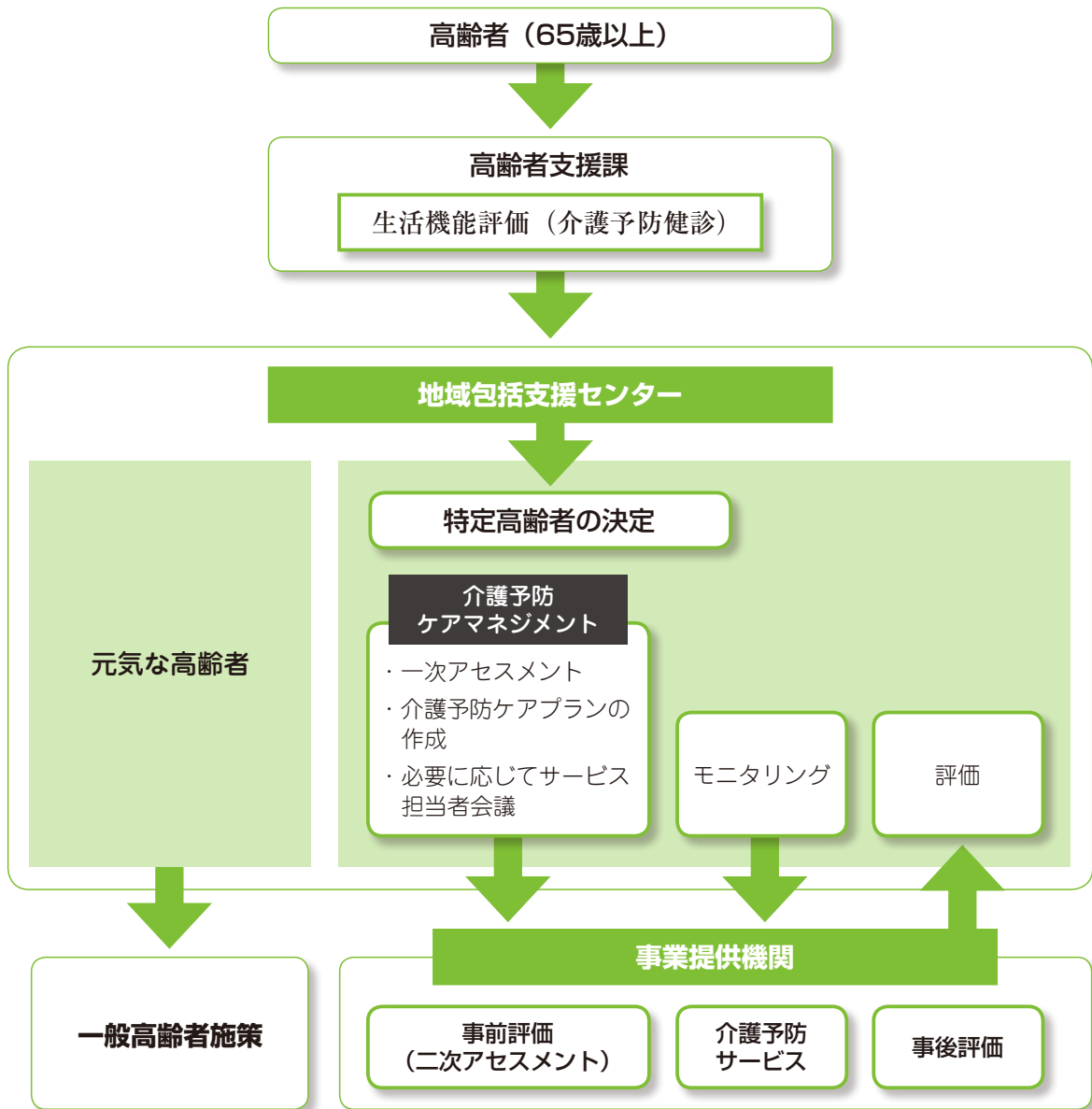
(6) リハビリテーションネットワークの構築

地域の高齢者が寝たきりの状態になることなく充実した生活を送れるよう、地域におけるリハビリテーションのネットワークを構築します。そのために、関係者によるネットワークの検討会を開催し、状況把握や評価を行い、課題の整理を行っていきます。

1-2 介護予防への支援

高齢者の健康な暮らしを実現するため、介護予防の観点から、高齢者ができるだけ要支援・要介護状態にならないよう、介護保険制度に基づく地域支援事業としてのさまざまな事業等を展開していきます。

■ 地域支援事業の流れ



(1) 介護予防対象者の把握・健診の実施

生活機能が低下している高齢者を早期に発見・把握するために、市内の指定医療機関と連携し、健康診査と同時に生活機能評価を実施します。

閉じこもりやうつ状態等にあり、自ら健康診査や相談機関に出向くことが少ないと思われる高齢者に対しては、既存の高齢者生活状況調査や、民生委員、老人福祉センター・福祉会館の看護師、「ささえあいネットワーク」、「ふれあいのまちづくり」等の地域のネットワークと協働し、潜在的介護予防対象者を把握していきます。

(2) 介護予防マネジメントの実施

地域包括支援センターは、生活機能が低下している高齢者を把握した場合、その高齢者が介護予防事業の対象者かどうか選定し、アセスメントしていくことで自らの改善点や自立への意欲を引き出し、それぞれに適した介護予防ケアプランを作成します。また、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、モニタリングを行い最終的に効果の評価を行います。

(3) 介護予防事業の実施

①地域支援事業における介護予防事業（特定高齢者）

[通所型介護予防事業]

把握された特定高齢者を対象に、介護予防を目的とした通所による「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「閉じこもり・認知症・うつ予防」等の事業を実施します。

この事業内容については、利用者のニーズに応じて見直しを行います。

[訪問型介護予防事業]

把握された特定高齢者の中で、閉じこもり、認知症、うつ等のために通所して事業に参加することが困難な方には、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士、看護師や保健師がその方の居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価を行い、必要な相談・援助を行います。

②予防給付サービス（要支援1、要支援2）

[介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション]

日常生活上の支援や利用者の在宅生活における生活行為を向上させるための支援として、利用者のニーズに応じて「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練」等のメニューが選択できるよう、事業者の体制整備を促進します。また、利用者が事業所を選択できるようにホームページ、ガイドブック等で事業者の情報提供を行います。

(4) 介護予防事業の評価体制の構築

「介護予防ケアプラン」に基づいて実施された介護予防事業の効果について、一定期間後に評価し、ケアプランの見直しに活用できるような評価体制を構築します。また、サービスの質の向上に向け、適宜、介護予防サービス事業者への指導・事業評価等を行います。

(5) 認知症予防の情報提供

関係機関及び地域資源との連携を図りながら、認知症予防のための啓発事業や情報提供を行います。

2 多様な社会参加の実現

2-1 就業への支援

高齢者の多様な社会参加・生活を支援するため、高齢者がこれまでに培ってきた経験と技術・知識を活かし、地域で就業できるようなしくみ・環境を構築していきます。

(1) シルバー人材センターとの連携強化

高齢者の雇用・就業の促進を図り、地域における働く場を確保するため、西東京市シルバー人材センターとの連携を強化します。

(2) 人材育成の推進

高齢者の就業機会の拡大を図るため、健康で働く意欲と能力のある高齢者が、新たな職業に就くために必要な知識や技術を習得する研修・講習や訓練などを公共職業安定所（ハローワーク）と連携し支援します。

(3) 地域職業相談室「就職情報コーナー」の運営

高齢者が雇用関係を結ぶことを前提とした働き方の選択ができるように、就職相談を行い、職業を紹介する体制を整備します。具体的には、公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、地域職業相談室「就職情報コーナー」により、高齢者の就職を支援します。

2-2 社会参加への支援

高齢者の多様な社会参加を実現するため、ひとりでも多くの高齢者が参加・活動することのできるような場と機会の創出に取り組んでいきます。

(1) スポーツ・レクリエーションの推進

高齢者の社会参加と健康維持のため、市内にあるゲートボール場や公共施設などを利用したゲートボール大会や各種スポーツ大会等を開催し、スポーツ活動に参加する機会を提供します。また、スポーツを通じた介護予防を推進するため、高齢者向け運動・体操プログラムの提供、体力測定等を実施します。

(2) 老人福祉センター・福祉会館の整備

老人福祉センターは市内に2ヶ所、福祉会館は市内に4ヶ所あります。住吉会館「ルピナス」（住吉老人福祉センター）に続き、下保谷福祉会館の建て替えを進めるなど、社会参加の場となる高齢者福祉基盤を整備していきます。

(3) 老人憩いの家「おあしす」の事業内容の充実

高齢者の交流の場として活用されるよう、老人憩いの家「おあしす」での教養講座やレクリエーションなどを実施し、事業内容を充実します。

(4) ボランティア活動、NPO活動への参加促進

元気な高齢者が持っている社会貢献意識を活かし、また自己実現が図ることができるよう、社会福祉協議会など関係機関と連携して、様々なボランティア活動やNPO活動への参加を促進します。また、「市民協働推進センター」を設置し、地域における交流や情報交換、連携するしくみづくりを行うなど、ハードとソフト両面から市民活動を支え、協働を促進します。そのほか、元気な高齢者には、介護や支援の必要な高齢者を支える担い手として参加できるしくみを構築します。

(5) 介護ボランティア制度の検討

高齢者自身の介護支援ボランティア活動を通じた介護予防の推進を目的として、活動実績に応じたポイント制により保険料の負担軽減等を行う介護ボランティア制度については、先進市の取り組み事例等を検証しながら、西東京市にとってふさわしい仕組みを検討します。

(6) 生涯学習の充実・推進

生涯を通じていつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を推進します。

推進にあたっては、市関連部署の連携はもとより、民間事業者、非営利団体、学校などと連携をとり、市民が利用しやすい生涯学習を提供します。

(7) 生きがい推進事業等の実施

高齢者の生きがいを持った暮らしを支援するため、公共施設において市主催の高齢者大学等を開催する生きがい推進事業を実施しています。また、高齢者福祉大会を実施するほか、老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の内容を充実していくとともに、地域住民・団体による交流事業への支援や介護予防と健康づくり、地域参加を重視した元気高齢者を支援する取り組みを進めます。

(8) 高齢者いきいきミニデイ事業の実施

高齢者に趣味、レクリエーション等を通じた生きがい・地域との交流の場を提供する「いきいきミニデイ」を実施する団体・協力者の取り組みを支援します。今後もさらに多くの高齢者が参加できるように、事業内容を充実していきます。

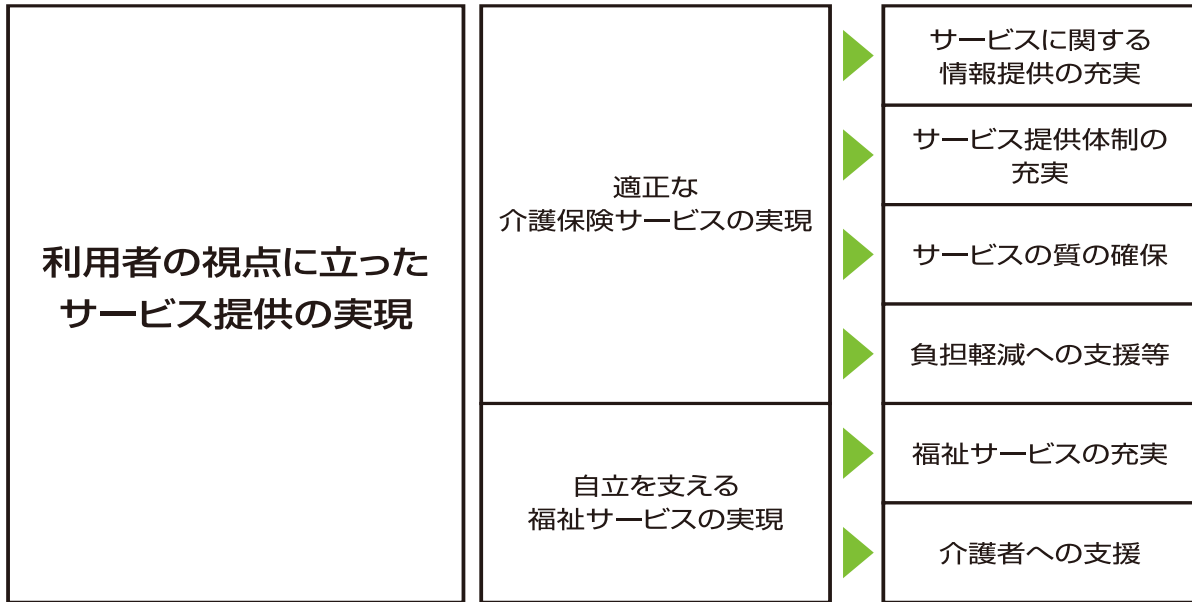
(9) 老人クラブ活動への支援

高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、老人クラブが行う社会奉仕活動や教養の向上、健康増進への取り組みを支援します。また、高齢者の社会参加を促進するために、老人クラブの活性化及び加入率の向上に向けた取り組みも行っています。

(10) 情報提供体制の充実

市内の関連機関・団体と連携して、利用者が必要とする情報を分かりやすく伝える体制を整備します。インターネットを利用できる高齢者が活用できるように市のホームページの内容を充実させていきます。

利用者の視点に立ったサービス提供の実現



高齢者を取り巻く課題への対応という視点から

本章で主に対応する第1部にあげた「高齢者を取り巻く課題」は、以下のとおりです。

【課題3：介護保険制度の普及と利用促進】：21ページ参照

- ◇ 介護保険サービスについて知りたい、またはサービスを利用したい高齢者に対しては、“わかりやすい広報活動の充実”等に取り組みます。また、より利用しやすいしくみとなるよう“地域包括支援センターの整備・充実”や“負担軽減への支援等”に取り組みます。
- ◇ 安心して利用できる介護保険サービスであるために、“介護人材の育成・質の向上”等に取り組みます。

【課題4：介護を必要とする高齢者への支援】：24ページ参照

- ◇ 在宅で介護を受けながら暮らす高齢者に対しては、“介護保険居宅サービスの充実”等の介護保険関連施策の他、“高齢者緊急通報システム・火災安全システムの設置”等の高齢者福祉サービスの提供に取り組みます。
- ◇ 認知症高齢者に対しては、認知症高齢者グループホーム等の“地域密着型サービスの充実”や“認知症高齢者徘徊位置探索サービス”等の支援に取り組みます。
- ◇ ねたきり高齢者等に対しては、“ねたきり高齢者等おむつ給付等サービス”等の支援に取り組みます。
- ◇ 施設で介護を受けながら暮らす高齢者に対しては、“介護保険施設サービスの充実”等に取り組みます。
- ◇ 在宅で介護をする家族介護者に対しては、介護に伴う身体的・精神的負担を軽減するために“レスパイト・ケアの充実”等に取り組みます。

1 適正な介護保険サービスの実現

1-1 サービスに関する情報提供の充実

適正な介護保険サービスの実現に向け、介護保険サービスを利用しようとする、または利用している高齢者が欲しい情報を入手でき、気軽に相談できるようなしくみ・環境を構築していきます。

(1) わかりやすい広報活動の充実

介護保険サービスやその利用方法等についてさらに周知を図るため、市報やホームページ、ガイドブック等あらゆる情報媒体を通じて、市民に対する広報活動を行います。また、介護保険制度に関して、地域ごとでの地域包括支援センターによる説明会や、出前講座を積極的に実施します。

(2) 福祉情報の充実

利用者の視点に立った情報提供を行うため、介護保険サービス以外の高齢者福祉サービスを含め、情報提供の方法等について工夫するとともに、提供情報の内容について充実させます。

(3) 福祉機器等の展示

介護用品に関する情報を提供するため、常設の福祉機器の展示を行います。また、介護保険連絡協議会と連携して福祉機器等の展示会を開催し、最新機器の紹介や利用に当たったの質問等に応じます。

(4) 提供事業者一覧の整備・充実

利用者がサービスを選択する際の情報源として、サービス提供事業者一覧を整備・充実します。

(5) 事業者情報の共有化の推進

サービス選択の機会を広げるため、「介護保険連絡協議会」を活用してサービス提供事業者情報の共有化に取り組みます。

(6) 関連機関との連携強化

介護保険や保健福祉サービスに関する解決困難な苦情・相談に対して、関連機関の連携強化を図ります。

(7) 介護サービス情報の公表

サービス提供事業者に対して、介護保険法の改正により義務付けられた「介護サービス情報の公表」に関する啓発を行います。

1-2 サービス提供体制の充実

適正な介護保険サービスの実現に向け、利用者の視点に立ったサービス提供が行えるよう、利用ニーズ等を踏まえた提供体制を構築していきます。

(1) 日常生活圏域

日常生活圏域については、第3期計画において圏域ごとの面積及び人口、旧市及び町による行政区、鉄道等の交通事情等を総合的に勘案し、一定規模を有する4圏域として設定しました。第4期計画においても現状の圏域構成を維持します。

西東京市の日常生活圏域と地域包括支援センター



■ 西東京市の地域包括支援センターと日常生活圏域内の社会資源

圏域	町名	地域包括支援センター	日常生活圏域内の社会資源
中部圏域	田無町 保谷町	田無町地域包括支援センター (田無総合福祉センター内) ※平成21年4月1日上記に移転	田無総合福祉センター 保谷障害者福祉センター 住吉会館「ルピナス」
	北原町 泉町 住吉町	泉町地域包括支援センター (いずみ内)	
南部圏域	新町 柳沢 東伏見	新町地域包括支援センター (緑寿園内)	老人憩いの家「おあしす」 新町福祉会館 田無公民館 保谷公民館 総合体育館 南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」
	南町 向台町	向台町地域包括支援センター (フローラ田無内)	
西部圏域	西原町 芝久保町	西原町地域包括支援センター (西原総合教育施設内)	谷戸高齢者在宅サービスセンター ひばりが丘福祉会館 芝久保公民館 ひばりが丘公民館 谷戸公民館 西原総合教育施設
	緑町 谷戸町 ひばりが丘	緑町地域包括支援センター (田無病院内)	
北東部圏域	東町 中町 富士町	富士町地域包括支援センター (高齢者センター「きらら」内)	保谷保健福祉総合センター 高齢者センター「きらら」 富士町福祉会館 下保谷福祉会館 保谷駅前公民館 スポーツセンター 西東京市社会福祉協議会 西東京市シルバー人材センター
	ひばりが丘北 北町 栄町 下保谷	栄町地域包括支援センター (保谷苑内)	

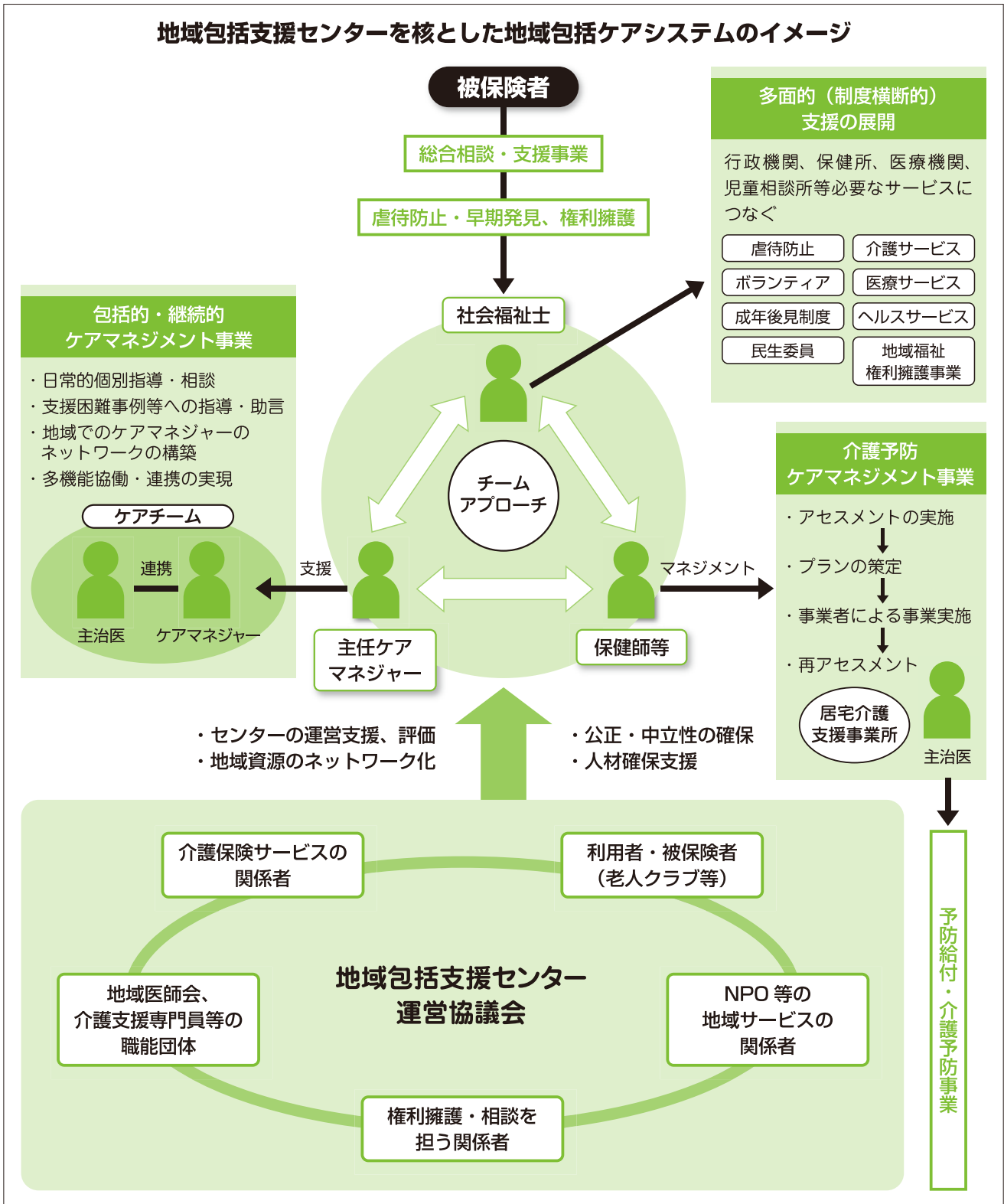
(2) 地域包括支援センターの整備・充実

地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに2カ所、合計8カ所体制で、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、次の4つの事業を一体的に実施する役割を担う中核拠点として機能しています。

- ・ 介護予防事業のマネジメント
- ・ 介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- ・ 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業
- ・ 保健医療の向上及び福祉の増進を包括的・継続的に支援

今後は、認知症高齢者やその家族のための総合的な相談と支援を進める中核拠点としての機能をより一層充実させます。

地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステムのイメージ



(3) 介護保険居宅サービスの充実

居宅サービスについて、サービスの質の向上を図るとともに、利用状況や利用意向を見極めながら新規事業者の参入を促進します。

(4) 介護保険施設サービスの充実

介護保険施設について、個室化・ユニットケア方式など居住環境を向上する方策を検討し、総合的な視点から量的確保ができるよう既存施設の充実や新規事業者の参入を促します。

(5) 地域密着型サービスの充実

住み慣れた地域で生活を続けていくために市が事業者の指定・指導監督を行う地域密着型サービスは、被保険者、地域における保健・福祉・医療関係者、学識経験者、介護保険サービス提供事業者で構成する「西東京市地域密着型サービス等運営委員会」を設置し、公正かつ透明性の高い制度運営を行います。また、近隣市とも情報を共有しながら、指導検査体制を強化していきます。

今後は、日常生活圏域ごとに設定していた各サービス事業所数について、参入促進や利用者の利便性を考慮し、市内全域を一つの圏域として設定するなど、柔軟な取り組みを検討します。

(6) 提供事業者の参入誘致の推進

身近なところでサービスが利用できるよう、日常生活圏域等を勘案し、サービスを提供する事業者の参入誘致を推進します。

(7) 介護保険連絡協議会の充実

介護保険関係者で組織した西東京市介護保険連絡協議会は、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者、通所介護・通所リハビリ事業者、住宅改修・福祉用具事業者、介護保険施設事業者等10以上の分科会を設置しています。それぞれの分科会は年間1回~12回開催し、行政からの情報提供や講演会の開催等により事業者のスキルアップを行うとともに、事業者相互間の情報共有及び連絡体制の整備を行っています。今後も、市が介護保険連絡協議会の事務局として会場確保等を行い介護保険連絡協議会の開催を積極的に支援し、更なる介護保険連絡協議会の連携先の拡大、内容の充実を図ります。

(8) 介護保険連絡協議会参加事業者情報提供の充実及び事業者の参加促進

介護保険連絡協議会の参加事業者を掲載した「介護保険事業者ガイドブック」を発行し、市民への配布とホームページへの掲載により、最新の情報を積極的に発信するとともに、新たな介護保険事業者の参加を促進します。

(9) 介護人材確保の支援策の検討

社会福祉協議会、サービス提供事業者等と連携し、介護人材確保のための相談・面接会の開催を検討します。

(10) 介護従事者の労働条件改善への支援

労働関係諸法令の周知普及事業を行っている労働基準協会等と連携し「労働時間等設定改善事業」を実施することにより、介護従事者の労働条件の改善を支援します。

1-3 サービスの質の確保

適正な介護保険サービスの実現に向け、サービス提供を担う事業者や介護人材の研修並びに情報の共有化等を通じ、サービスの質の向上・確保を行います。

(1) 介護人材の育成・質の向上

ケアマネジャーの資質の向上、ホームヘルパーの養成・質的向上を図るため、研修会などを実施します。

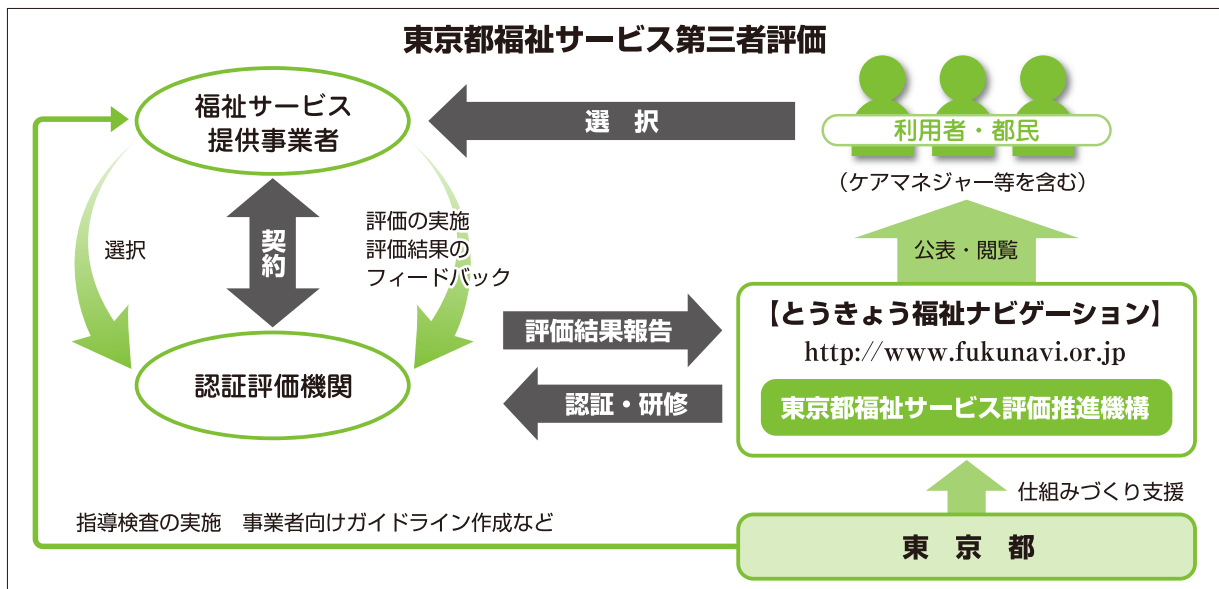
(2) サービス事業者の質的向上

サービス事業者の質的向上を支援するため、介護保険連絡協議会等を通じて情報提供や事業者間の交流を進め、法令遵守と技術向上を目指します。

(3) 福祉サービス第三者評価の普及・推進

サービス利用者がサービスを選択しやすくするために、サービスの質や事業者の経営などの分かりやすい情報が求められています。また、事業者は、利用者本位のサービス提供ができるよう、アドバイスを受け、サービスの質を高める必要もあります。

利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果を分かりやすく公表していくしくみである「福祉サービス第三者評価」の受審をサービス提供事業者に対して積極的に促していきます。



出展：東京都福祉サービス評価推進機構「東京都の福祉サービス第三者評価」より

(4) 認定調査員研修の充実

要介護認定の公平性・公正性を確保するため、市が直接行っている新規申請者の認定調査について、認定調査員を確保するとともに、調査員研修等を充実させ、公平公正な認定調査を行います。

(5) 介護認定審査会の充実

介護認定の審査判定の平準化をさらに推進するため、保健・福祉・医療の専門家により構成されている介護認定審査会について、今後も合議体の長の会議、審査会委員の研修等を実施します。

(6) ケアマネジメントの質の向上

ケアマネジメントの質の向上を図るため、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対してケアマネジメントの評価支援を行い、地域の保健・福祉・医療の専門家により現状の課題分析し、支援計画を策定します。その支援計画に基づき、ケアマネジャーやサービス提供事業者を対象とした研修会等を開催します。

(7) サービス提供事業者の研修支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護サービスに携わる職員の資質の向上を図るため、サービス提供事業者の研修を支援します。

(8) 講習や研修会の情報提供

介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護サービスに携わる職員の資質の向上を図るため、講習や研修会に関する情報提供を行います。

(9) 介護給付の適正化

適正な介護給付を行うために、認定調査結果の点検、利用者への給付費通知の発行、医療情報との突合・縦覧点検等を実施します。また、「東京都介護給付適正化プログラム」を踏まえ、引き続き給付の適正化に向けた取り組みを行っていくほか、事業所に対して実地指導及び住宅改修の点検等にも取り組んでいきます。

1-4 負担軽減への支援等

適正な介護保険サービスの実現に向け、少しでも経済的負担を軽減するため、被保険者・利用者の所得等に応じた支援を行うほか、収納率向上に向けた取り組みを行います。

(1) 保険料の軽減

第1号被保険者の保険料について、第3期事業計画においては所得の低い方への負担を軽減するため、8段階を設定していました。第4期では、さらに所得の低い方への保険料率を引き下げ、かつ第4段階の細分化（2階層）を含めた12段階を設定します。（96ページ参照）

(2) 保険料収納率向上の取り組み

保険料を滞納している被保険者に個別に制度の説明を行い、収納推進嘱託員等が訪問徴収するなど、きめ細かい収納率向上の取り組みを強化します。

(3) 利用料の軽減

介護保険制度による低所得者への負担軽減策などを実施し、介護保険サービスの利用などの際に自己負担額の軽減等の支援を行います。

このほかに市独自の利用料の軽減制度を検討します。

(4) 受領委任払いの実施

住宅改修や福祉用具購入費用のサービス利用者による全額一時立て替え払い（償還払い）のほか、業者に自己負担金（費用の1割）のみを支払う「受領委任払い」の選択を可能とする負担軽減策を実施します。

2 自立を支える福祉サービスの実現

2-1 福祉サービスの充実

高齢者の自立した生活を支えるために、多様化する高齢者ニーズ等を十分に踏まえ、きめ細かな高齢者福祉サービスを提供していきます。

(1) 配食サービス

65歳以上のひとり暮らしの方、65歳以上の高齢者のみ世帯の方、また日中高齢者のみで過ごしている方で配食が必要と認められた方に、健康保持・安否確認等を行うため、希望する曜日に週6回まで昼食を配達します。

(2) 高齢者緊急通報システム・火災安全システムの設置

慢性疾患により日常生活に注意が必要な65歳以上のひとり暮らし高齢者等が安心して生活できるよう、家庭内での緊急事態を受信センターへ通報できる機器を設置し、救急・消防による救助等へつなげます。また、心身機能の低下に伴い防火の配慮が必要な65歳以上のひとり暮らし高齢者等に住宅用防災機器を設置します。

(3) 高齢者入浴券の支給

自宅に入浴設備のない65歳以上のひとり暮らし高齢者と70歳以上の高齢者のみ世帯の方に対し、健康保持と保健衛生の向上を図るため、市内の公衆浴場で利用できる入浴券を支給します。

(4) 高齢者福祉電話の貸与・助成

近隣に親族が居住していない65歳以上のひとり暮らし高齢者等に安否確認や孤独感の解消などのために、電話機の貸与と通話料の一部助成を行います。

(5) 家具等転倒防止器具等取付サービス

65歳以上のひとり暮らしの方、65歳以上の高齢者のみ世帯の住宅について、生命及び身体を地震等の災害から守るため、家具などに転倒防止器具等を取り付けます。

(6) ねたきり高齢者等おむつ給付等サービス

ねたきり高齢者等のいる世帯の経済的負担を軽減するため、在宅で常時おむつを使用する方に紙おむつを給付します。今後は、おむつの給付を必要とする高齢者のいる世帯に、より利用しやすい事業の実施に努めるとともに、認知症により常時おむつを必要とする方に対しての給付について検討します。

(7) ねたきり高齢者等寝具乾燥サービス

ねたきり高齢者等の寝具の保健衛生の向上と介護負担を軽減するため、寝具乾燥サービス車の訪問による寝具乾燥等のサービスを実施します。

(8) ねたきり高齢者理・美容券交付サービス

65歳以上のねたきり高齢者等の保健衛生の向上と経済的負担を軽減するため、理・美容師が訪問して調髪・顔そり、カット・シャンプーを行うサービス券を交付します。

(9) 認知症高齢者徘徊位置探索サービス

介護認定で要支援・要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者で徘徊行動の著しい認知症の方に、徘徊位置を早期に発見し、安全を確保することに役立てるとともに、介護者の負担の軽減を図るため、徘徊位置探索サービスを提供します。

(10) 高齢者住宅改造費給付サービス

介護認定で要支援・要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者のいる世帯に、転倒予防と介護負担の軽減等のために、介護保険サービスで対象外の浴槽や洗面台、流し台を交換する簡易な住宅改造の給付を行います。

(11) 高齢者等外出支援サービス

介護認定で要支援・要介護の認定を受けた高齢者等で一般の公共交通機関や手段では外出が困難な方を対象に、介護予防、健康づくり、生きがいづくり等を目的として、介助員を配置したリフト付きの福祉車両等を用いた外出支援を行います。

(12) 高齢者入浴サービス

介護認定で要介護3以上の認定を受けた65歳以上の方で介護保険の通所や訪問による入浴が困難な方に、健康保持と保健衛生の向上を図るため、通所による専門施設での入浴サービスを提供します。

(13) 高齢者日常生活用具給付サービス

介護認定で非該当（自立）、又は要支援・要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者に、在宅生活の継続を支援するために、介護保険サービスで対象外の日常生活に必要と認められる入浴担架、難燃性寝具、洗髪器、空気清浄機を給付します。今後は、日常生活用具を必要とする高齢者に、より利用しやすい事業の実施に努めるとともに、給付する用具の種類等について検討します。

(14) 自立支援日常生活用具給付サービス

介護認定で非該当（自立）となった65歳以上の高齢者に、介護予防や在宅生活の継続を支援するため、日常生活に必要と認められる歩行補助杖、入浴補助用具、スロープ、歩行器（シルバーカー）、腰掛便座、手すりを給付します。今後は、日常生活用具を必要とする高齢者に、より利用しやすい事業の実施に努めるとともに、給付する用具の種類等について検討します。

(15) 自立支援ホームヘルプサービス

介護認定で非該当（自立）となった65歳以上の高齢者で、日常生活において支援が必要と認められる方に、自立した在宅生活の継続を支援するためにホームヘルパーを派遣し、家事援助、見守り、相談等のサービスを提供します。

(16) 自立支援住宅改修費給付サービス

介護認定で非該当（自立）となった65歳以上の高齢者のいる世帯に、介護予防と転倒予防等のために、手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更等の簡易な住宅改修の給付を行います。今後は、住宅改修を必要とする高齢者に、より利用しやすい事業の実施に努めるとともに、給付要件等について検討します。

2-2 介護者への支援

高齢者の在宅生活を支えるため、家族介護者に対する負担軽減と介護技術の向上等を目的とした取り組みを行っていきます。

(1) 介護講習会・介護教室の開催

家族介護者に対して、介護技術の向上や身体的、精神的負担の軽減を図るため、介護方法や介護予防、介護者の健康維持などについての知識や技術を習得できる介護講習会や介護教室を開催します。

(2) 家族会・介護者のつどいの開催

家族介護者が日常の不安などを解消できるように、高齢者を介護している家族同士が集い、交流できる場・機会を提供します。また、認知症ケアの専門家による講話会の開催等も検討します。

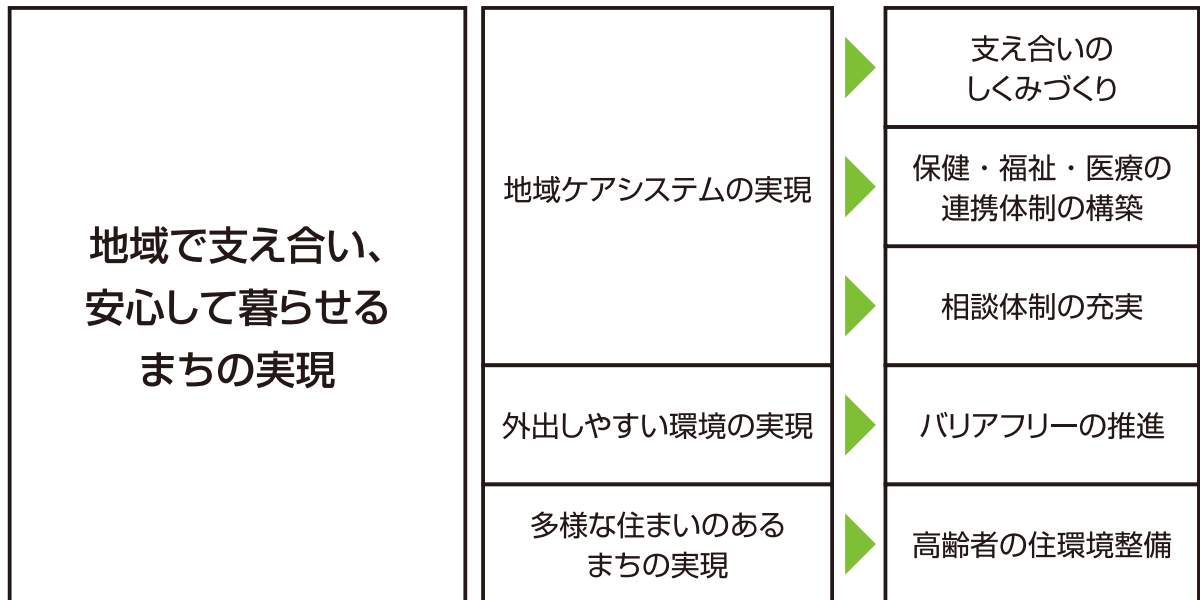
(3) 家族介護者の負担軽減（レスパイト・ケアの充実）

家族介護者が、日常的なケアから一時的に開放され、心身の疲れを癒してリフレッシュできるように、ショートステイの充実や認知症高齢者グループホームの整備を促進します。

(4) 家族介護者カウンセリング事業の検討

家族介護者に対して、精神的負担の軽減を図るための専門カウンセラーによる家族介護者カウンセリング事業の実施について検討します。

地域で支え合い、 安心して暮らせるまちの実現



高齢者を取り巻く課題への対応という視点から

本章で主に対応する第1部にあげた「高齢者を取り巻く課題」は、以下のとおりです。

【課題4：介護を必要とする高齢者への支援】：24ページ参照

◇ 在宅医療が必要な高齢者に対しては、“保健・福祉・医療の連携体制の構築”等に取り組みます。

【課題5：地域における支え合いのしくみづくり】：27ページ参照

- ◇ 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう“「ささえあいネットワーク」の推進”等により、安心して暮らせる地域ケアシステムの構築に取り組みます。
- ◇ 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、“認知症サポーター養成講座の実施”等に取り組みます。
- ◇ 虐待を受けている高齢者やそのおそれのある高齢者等に対しては、“高齢者虐待防止連絡会の設置”等に取り組みます。
- ◇ 住まいについて困りごとのある高齢者に対しては、“高齢者アパートの運営”等に取り組みます。
- ◇ 外出に手助けが必要な高齢者等に対しては、“移送タクシーの整備・充実”やバリアフリーの推進等により、外出しやすい環境づくりに取り組みます。

1 地域ケアシステムの実現

1-1 支え合いのしくみづくり

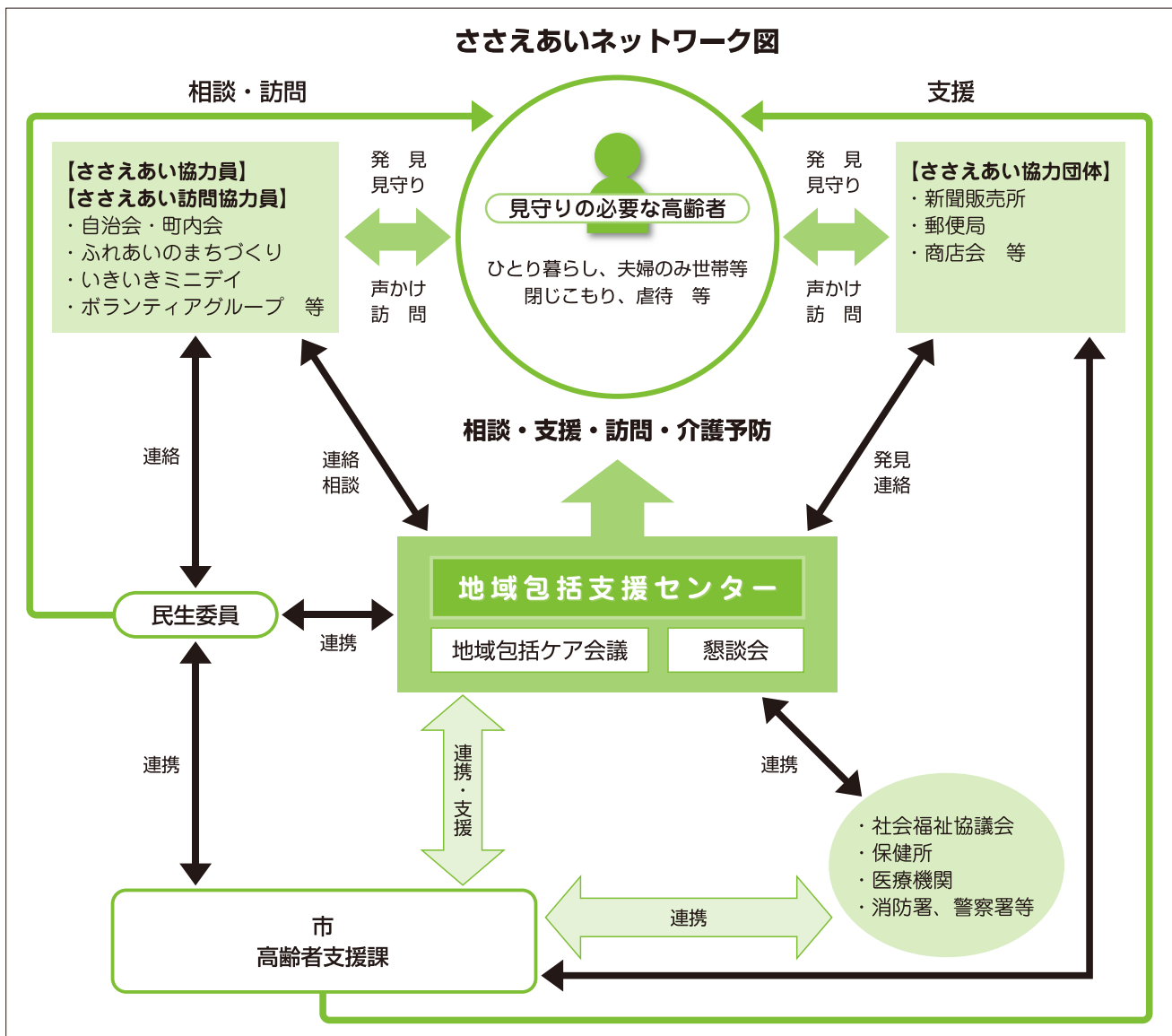
高齢者が住み慣れた地域で暮らせる地域ケアシステムを実現するため、自助・共助・公助の考え方を基本に、地域で互いに支え合うことのできるしくみ・環境を構築していきます。

(1) 「ささえあいネットワーク」の推進

ひとり暮らし、高齢者世帯、日中独居等の高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、ささえあい協力員（地域住民）、ささえあい協力団体（地域の事業所など）、民生委員、地域包括支援センター及び市（高齢者支援課）が相互に連携し合うしくみとして「ささえあいネットワーク」が活動しています。

「ささえあいネットワーク」は、緊急を要する場合の早期発見、連絡、対応をスムーズに行ったり、高齢者や介護者、家族の困りごとの相談に応じたり、閉じこもりがちな高齢者が必要な支援を受けられることを目指しています。

今後は、外からの見守りや定期的な（月1回）訪問を行う新たな事業「ささえあい訪問サービス」を充実・拡大します。



(2) 地域での支え合い活動の推進

社会福祉協議会が小学校区単位の「ふれあいのまちづくり事業」を進めています。また、市全体で地域福祉を推進するための新しい仕組み「(仮称)ほっとするまちネットワークシステム」の構築を予定しています。今後は、このような地域活動と「ささえあいネットワーク」との連携を推進していきます。

(3) 認知症サポーター養成講座の実施

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の方が認知症について正しく理解し、本人や家族を温かく見守り、できる範囲で支援する「認知症サポーター」を養成します。今後もひとりでも多くの認知症サポーターを増やし、地域における支え合いの輪を広げていきます。

(4) 多世代の交流促進

多世代交流を進めるため、さまざまな年代が参加できる老人福祉センターの事業や地域イベントの開催、老人クラブの幼稚園・小中学校の訪問、幼稚園・小中学生の高齢者施設の訪問などを実施します。

(5) NPO(非営利活動組織)の育成・連携

西東京市のNPO法人の多くは、社会貢献意向に基づいた福祉活動に取り組んでいますが、より質の高いサービス、きめ細かな多様なサービスを提供するため、積極的にNPOの活動を育成・支援するとともに、連携を強化していきます。

NPOとの連携策としては、高齢者いきいきミニデイ、移送サービス、電子メールを活用した見守り活動、パソコン教室や地域包括支援センターを中心とした情報誌発行、また、地域の小拠点の運営委託などを検討します。

(6) ボランティアの育成

ミニデイや外出時の付き添いボランティアなど、様々なボランティア活動が行われています。

今後は、地域でのボランティア活動を一層充実させるため、ボランティア養成講座の開催や身近なボランティア活動の機会の提供などを社会福祉協議会と連携して拡充していきます。

(7) 孤立化防止のための訪問事業

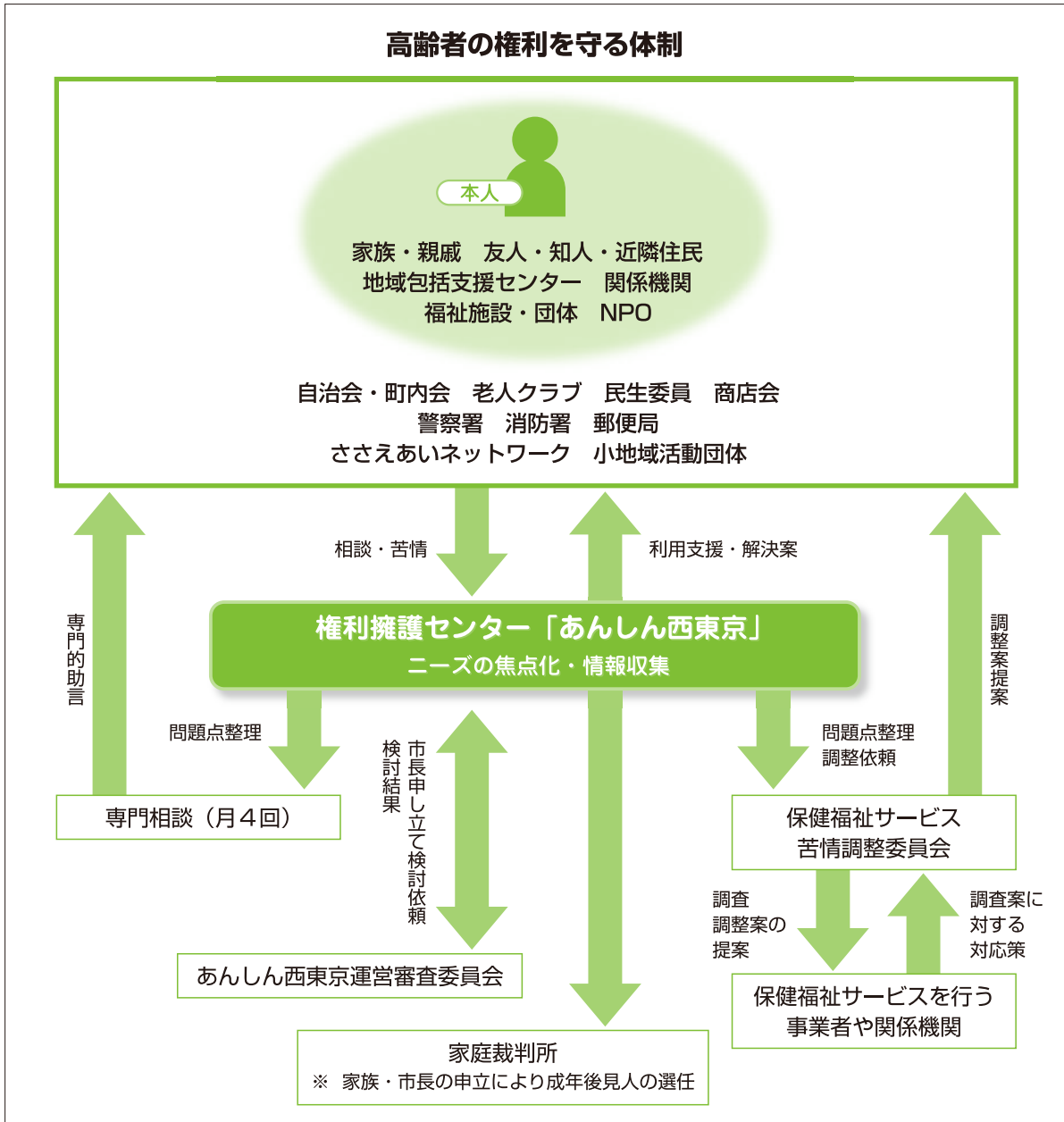
できるだけ住み慣れた地域で暮らすことができるよう、高齢者の孤立化の防止や見守りの体制を形成するため、民生委員を始めとする関係機関や市内の社会資源との連携を強化し、各種訪問事業を実施します。

(8) 高齢者生活状況調査の実施

住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう見守りの体制を形成するため、民生委員等と協力し、75歳以上の高齢者の生活状況や健康状態等の調査を実施します。調査結果は、緊急時の対応や介護・福祉サービスの検討にも活かします。

(9) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の普及と活用促進

認知症などで判断能力が十分でない方が適切なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行うとともに、それに付随する公共料金や保険料の支払いや預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について普及と活用を促進します。



(10) 成年後見制度の普及と活用推進

権利擁護センター「あんしん西東京」において、権利擁護・成年後見制度等の相談、広報等を行い、成年後見制度の利用を支援します。

(11) 高齢者虐待防止連絡会の設置

高齢者が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して生活するために、専門家や関係機関で構成する「高齢者虐待防止連絡会」を設置し、高齢者の虐待防止についての相談・指導・ネットワークの整備、啓発活動等を検討します。

(12) 高齢者緊急短期入所サービス

介護認定で要支援・要介護の認定を受けた高齢者で、介護保険での対応が困難な介護者不在や、おおむね65歳以上で虐待・放置等により緊急に施設入所が必要な高齢者を施設・病院で保護します。

(13) 高齢者保護シェルター設置の検討

高齢者の生命・身体の安全を確保することを目的に、緊急に保護を要する被虐待高齢者等が一時的に入所する高齢者保護シェルターの設置について検討します。

(14) 若年性認知症対策についての検討

近年、顕在化してきた若年性認知症の方への支援について、国・都の動向を注視しながら検討します。

(15) 災害時の助け合い

災害時における高齢者の身体の安全を確保するため、援護を必要とする高齢者（災害時要援護者）を把握し、地域で助け合えるような体制づくりを進めます。

(16) 防犯体制の整備

近年、ひとり暮らしや認知症の高齢者などが、空き巣や電話による振り込め詐欺、悪質な訪問販売・住宅改修などによる詐欺や詐欺まがいの被害を受けることが増加しています。

高齢者の生活と財産を守るため、地域包括支援センターが中心となり関係機関との連携、地域住民の協力、「ささえあいネットワーク」の強化により地域の防犯体制を整備します。併せて、消費者被害防止キャンペーン等を実施して市民の意識啓発を行います。

1-2 保健・福祉・医療の連携体制の構築

在宅医療が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、保健や医療によるサポートが極めて重要となっています。そこで、様々な側面から保健・福祉・医療の連携による地域での体制づくりを進めます。

(1) 介護・診療情報の共有化

介護と医療を必要とする方が在宅生活を維持していくために、介護と医療に関する情報が共有され、必要な支援が行われることが重要です。そのために、個人情報保護に配慮しつつ、介護サービス事業者と医療関係者との間で要介護者の情報が共有されるよう、関係機関の連携を進めます。

(2) かかりつけ医とケアマネジャーとの連携

介護支援専門員（ケアマネジャー）が医療サービスを含めた適切なケアプランを作成するために、主治医やかかりつけ医の適切な助言を得られるような機会を確保します。西東京市では、平成16年度から医師会との協力により、主治医やかかりつけ医とケアマネジャーの連携を図る「ケアマネタイム」事業を進めてきました。さらに今後も「顔の見える関係づくり」を進めるための支援を行います。

(3) サービス提供事業者と医療機関との連携

主治医やかかりつけ医がない介護を必要とする方に対して、主治医やかかりつけ医とつなげる体制をつくります。また、地域包括支援センターで行われる運営協議会をはじめ、地域包括ケア会議やサービス担当者会議に医師や看護師が参加し、サービス提供機関と医療機関との連携を深める場を確保します。

(4) 在宅医療ケアの連携体制の構築

終末期（ターミナル）ケアを始め、難病や末期がん等で、在宅や施設で医療や看護を受けている方への地域ケア体制を整えるため、介護保険施設、サービス提供機関、医療機関等関係機関の連携体制を構築するとともに、介護保険連絡協議会での事例検討会等を活用した連携を推進します。

1-3 相談体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らせる地域ケアシステムを実現するため、困ったことがあればいつでも気軽に相談できるようなしくみ・体制を構築していきます。

(1) 総合相談体制の充実

地域における身近な相談窓口である地域包括支援センターの相談機能を充実します。また、地域包括支援センター相互の連携を強化し、全市をカバーする総合相談体制を構築します。

(2) 苦情相談体制の充実

サービス利用者がサービス提供者と対等な立場でサービスを選択できるように権利擁護センター「あんしん西東京」の周知に努めます。また、保健福祉サービスに関する解決困難な苦情・相談は、権利擁護センター「あんしん西東京」の相談窓口で対応するほか、専門性・第三者性を持つ「保健福祉サービス苦情調整委員会」による苦情解決に努めます。

2 外出しやすい環境の実現

2-1 バリアフリーの推進

高齢者が外出しやすい環境を実現するため、交通関係機関等と連携しながら、交通施設・公共施設等のバリアフリー化を進めるなど、高齢者の移動・外出への支援に取り組んでいきます。

(1) 移送タクシーの整備・推進

高齢者の外出を支援するため、外出支援サービスを拡充するとともに、高齢者などが利用しやすいリフト付きの移送タクシーの整備・推進を関係機関に要請します。

(2) 歩道やバス停留所等のバリアフリー化の整備・推進

高齢者などが外出しやすい環境とするため、歩道やバス停留所のバリアフリー化（段差をなくすなど）を推進するとともに、はなバス路線の運行ルート等の見直しのほか、休憩ベンチの設置に取り組みます。

(3) 施設のバリアフリー化の推進

「交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑化の促進に関する法律）」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、鉄道駅、道路・歩道、公園などの公共施設のバリアフリー化を推進します。

また、公共施設の建設・改築時には、ユニバーサルデザインの観点から、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい設備・仕様になるよう配慮します。

さらに、「西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」による小規模店舗等のバリアフリー化を進めるため、「バリアフリー誘導補助制度」を創設して、大人から子ども、高齢者や障害者までのすべての人が安心して過ごせる人にやさしいまちづくりを進めていきます。

3 多様な住まいのあるまちの実現

3-1 高齢者の住環境整備

高齢者にとって多様な住まいのあるまちを実現するため、高齢者が身近な地域で暮らし続けられるようなさまざまなタイプの住宅・入居施設の確保や情報提供を行い、住環境の向上に取り組んでいきます。

(1) 養護老人ホームへの入所

身体上や家庭環境、経済的な理由等により、自宅等での生活に支障がある高齢者に対して、養護老人ホームにおいて日常生活に必要なサービスを提供します。

(2) 高齢者アパートの運営

所得の低いひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などが住み慣れた地域で暮らすことができるように民間賃貸住宅を借り上げて、高齢者アパートを運営します。

(3) シルバーピアの運営

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などを対象に、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、高齢者向けの設備が整い安否確認・緊急時対応などを行う生活援助員等を配置したシルバーピアを運営します。

(4) 高齢者円滑入居賃貸住宅の情報提供

高齢者が円滑に入居できるように、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅を登録・閲覧する制度についての情報提供を行います。

(5) 高齢者が安心して居住できる仕組みの確立

高齢者が安心して居住できる事業について、国・都と連携を図りながら、普及・促進します。

